

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都東大和市向原四丁目2-9番地の9

氏名 株式会社フジ・トレーディング  
代表取締役 大羽 敬子



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

## 小池百合子



許可の年月日 令和 4年 3月24日

許可の有効年月日 令和11年 3月23日

### 1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む。）

(2) 産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず  
(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(以上11種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず  
(積替え保管できる産業廃棄物の種類に係る限定は裏面のとおりに)

(以上7種類)

### 2 積替え保管施設（詳細は裏面のとおりに）

(1) 施設住所：東京都東大和市向原四丁目2-9番地の9

(2) 施設住所：東京都東大和市向原四丁目3-2番地1

### 3 許可の条件

(1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として8時から18時30分までとする。

(2) 積替え保管を行なう産業廃棄物の搬出は全て自ら行うこと。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行なうこと。

### 4 許可の更新・変更の状況

平成12年 3月24日 新規許可

令和 4年 3月24日 更新許可 第4回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)

(裏面)

許可番号 第13-10-068512号

2 積替え保管施設

(1) 住所：東京都東大和市向原四丁目2-9番地の9

積替え保管面積：229㎡ 最大保管高さ：1.84m

産業廃棄物の種類 (限定内容)	保管量	
汚泥 (無機性のもの及び脱水後のものに限る。)、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	ドラム缶20個 カーゴテナー6台	10.72 m <sup>3</sup>
汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (水銀使用製品産業廃棄物)	ペール缶3個	0.06 m <sup>3</sup>
汚泥、金属くず (廃乾電池に限る。)	ペール缶36個	0.72 m <sup>3</sup>
廃プラスチック類、金属くず (廃酸バッテリーに限る。)	コンテナ	2.16 m <sup>3</sup>
廃プラスチック類、金属くず (廃アルカリバッテリーに限る。)	コンテナ	0.72 m <sup>3</sup>
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (廃蛍光灯類に限る。)	0.14 m <sup>3</sup> ボックス96個 0.13 m <sup>3</sup> ボックス30個	17.34 m <sup>3</sup>
	保管量合計	31.72 m <sup>3</sup>

(2) 住所：東京都東大和市向原四丁目3-2番地1

積替え保管面積：261㎡ 最大保管高さ：1.84m

産業廃棄物の種類 (限定内容)	保管量	
汚泥 (無機性のもの及び脱水後のものに限る。)、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	ドラム缶11個 カーゴテナー20台	24.60 m <sup>3</sup>
汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (水銀使用製品産業廃棄物)	ドラム缶、ペール缶	1.11 m <sup>3</sup>
汚泥、廃プラスチック類、金属くず (廃電池に限る。)	ドラム缶、ペール缶	3.96 m <sup>3</sup>
廃プラスチック類、金属くず (廃酸バッテリーに限る。)	コンテナ3個	0.22 m <sup>3</sup>
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (廃蛍光灯類に限る。)	0.14 m <sup>3</sup> ボックス 0.13 m <sup>3</sup> ボックス	48.16 m <sup>3</sup>
	保管量合計	78.05 m <sup>3</sup>

(以下余白)



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。